# コラボクラウド給与

# コラボクラウド給与年末調整

月次減税の操作ガイド

# 「令和6年分 定額減税の対応方針」

「コラボクラウド給与」および「コラボクラウド給与年末調整」の「令和6年分 定額減税」の対応方針は以下のとおりです。

※記載の内容は予定のため、変更になる場合があります。

- (1) 月次減税事務に対応する機能(2024年5月初旬までにアップデート予定)
- ・定額減税対象者を登録する画面の追加

登録内容に応じて、定額減税合計額を自動算出します。

- ・給与明細書・賞与明細書への控除額の表示 所得税の自動控除、および明細書への「控除前所得税」「定額減税額」「控除残税額」の表示・印刷
  - (2) 年調減税事務に対応する機能(2024年11月末までにアップデート予定)
- ・年調減税額の算出および還付額・徴収額の計算

#### (参考)

「令和6年分 所得税の定額減税」の制度に関する不明点等に関しては、国税庁のサイトをご確認ください。

国税庁:定額減税 特設サイト

https://www.nta.go.jp/users/gensen/teigakugenzei/index.htm

国税庁:令和6年分所得税の定額減税のしかた

https://www.nta.go.jp/publication/pamph/gensen/0023012-317.pdf

国税庁:令和6年分所得税の定額減税Q&A

https://www.nta.go.jp/publication/pamph/gensen/0024001-021.pdf

# 定額減税(月次減税)の基礎知識

#### 【定額減税の控除対象者】

令和6年6月1日現在、給与の支払者のもとで勤務している人のうち、給与等の源泉徴収において源泉徴収 税額表の甲欄が適用される居住者の人(その給与の支払者に扶養控除等申告書を提出している居住者の 人。)

#### 控除対象者の確認

令和6年6月1日現在、給与の支払者のもとで勤務している人のうち、給与等の源泉徴収 において源泉徴収税額表の甲欄が適用される居住者の人(その給与の支払者に扶養控除等申 告書を提出している居住者の人)(以下「基準日在職者」といいます。)を選び出します。

この基準日在職者が、原則として月次減税額の控除の対象となる人(以下「控除対象者」 といいます。)となりますが、その後、他の給与の支払者に扶養控除等申告書を提出した場合 には、この人は控除対象者から外れることになります。

なお、次に掲げる人は、基準日在職者に該当しませんので注意してください。

#### <基準日在職者に該当しない人>

- → 令和6年6月1日以後支払う給与等の源泉徴収において源泉徴収税額表の乙欄や丙欄が適用される人(扶養控除等申告書を提出していない人)
- ✓ 令和6年6月2日以後に給与の支払者のもとで勤務することとなった人
- ✓ 令和6年5月31日以前に給与の支払者のもとを退職した人
- ✓ 令和6年5月31日以前に出国して非居住者となった人
- (注) この控除対象者の確認の時点においては、合計所得金額(見積額)を勘案しませんので、合計所得金額が1,805万円を超えると見込まれる基準日在職者に対しても、月次減税事務を行ってください。

#### 【月次減税額の計算】

控除対象者ごとの月次減税額は「同一生計配偶者と扶養親族の数」に応じて、「本人30,000 円」と「同一生計配偶者と扶養親族1人につき 30,000 円」との合計額となります。住民税の定額減税に関しては各 10,000 円が減税額になりますが、令和 6 年 5 月に送付される「決定通知」には減税額控除後の金額が通知されます。

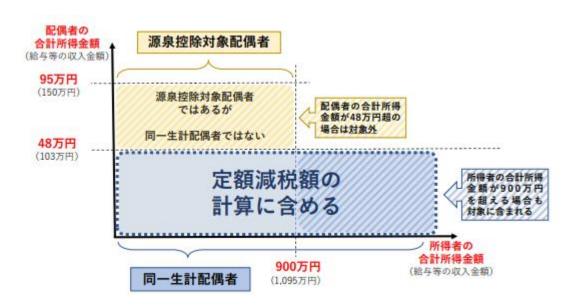
#### 月次減税額の計算

ポイント1 非居住者は人数に含めない

非居住者である同一生計配偶者及び非居住者である扶養親族は月次減税額の計算のための人数に含めません。

#### ポイント2 同一生計配偶者

扶養控除等申告書に記載された源泉控除対象配偶者が居住者であり、かつ、「所得の見積額」が 48 万円 (給与等の収入金額が 103 万円) 以下の配偶者



#### ポイント3 扶養親族の数

扶養控除等申告書に記載された控除対象扶養親族及び 16 歳未満の扶養親族。

※16 歳未満の扶養親族を含める

#### 「同一生計配偶者とは?」

月次減税額の計算の対象となる同一生計配偶者とは、控除対象者と生計を一にする配偶者(青色事業 専従者等を除きます。)のうち、合計所得金額が 48 万円以下の人となります。

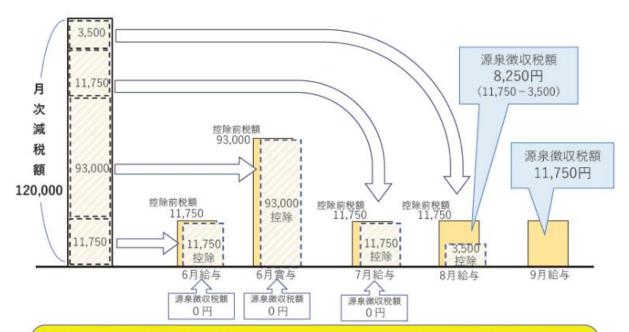
#### 「扶養親族とは?」

月次減税額の計算の対象となる扶養親族とは、所得税法上の控除対象扶養親族だけでなく、16 歳未 満の扶養親族も含まれます。

#### 【月次減税額の控除】

令和6年6月1日以後に支払う給与又は賞与のうち、支給日が早いものについて源泉徴収されるべき所得税 及び復興特別所得税の相当額(以下「控除前税額」といいます。)から順次、月次減税額を控除していきます。

#### 給与等支払時の月次減税額の控除



この事例では、月次減税額(120,000円)が最初に支払う6月給与の控除前税額(11,750円)を超えるため、6月給与で控除しきれなかった部分の月次減税額は、以後に支払う6月賞与、7月給与、8月給与に係る控除前税額から、順次控除します。

9月給与以後は、控除できる月次減税額はありませんので、年末調整を行う前までは従来の方法で源泉徴収税額を算出します。

# 定額減税(月次減税)の操作手順

「コラボクラウド給与」「コラボクラウド給与年末調整」の月次減税の流れ

1. 月次減税額(所得税)の設定 P.9-10

定額減税の対象者を選択し定額減税の金額を確定させます。



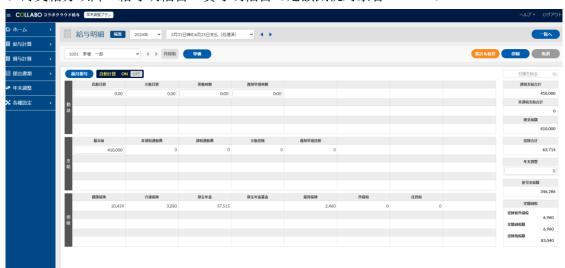
## 2. 月次減税額(住民税)の設定 P.11-13

本年 5 月に各市区町村から送られてきた「決定通知書」(定額減税控除済)から、従業員の 6 月~翌年 5 月までに控除する特別徴収税額(納付額)を設定します。



## 3. 月次減税額の給与明細書・賞与明細書への反映 P.14-15

6 月支給分以降の給与明細書・賞与明細書で定額減税対象者について・・・・・



所得税		住民税	
	0		0
定額減	税		
控除前所得税	6,96	60	
定額減税額	6,96	60	
控除残税額	83,04	10	

# 月次減税額の設定(画面説明)

## 1. 月次減税額(所得税)の設定

月次減税額(所得税)の設定をします。

① 各種設定-従業員メニューの右上の[令和6年度定額減税設定]をクリックします。



② 定額減税対象者にチェックを付けます。

※定額減税対象者外は、チェックを付けません。

•	従業員コード	氏名
	1001	茅場一郎
	1002	山田 二郎
	1003	中山 一郎
	1004	千葉 花子
	1005	佐藤 太郎
	1006	高橋 一夫

- ③ 同一生計配偶者及び扶養親族の人数合計欄に人数を入力します。
  - ・本人は含めず、同一生計配偶者及び扶養親族の人数合計欄に人数を入力します。 ※扶養親族には 16 歳未満の扶養親族も含めてください。
  - ・自動計算された月次減税額を確認します。
  - ・[完了] ボタンで保存します。

氏名	同一生計配偶者及び 扶養親族の人数合計	定額減税額上限
茅場一郎	2	90,000円
山田 二郎	1	60,000円
中山 一郎		0円
千葉 花子	0	30,000円
佐藤 太郎	3	120,000円
高橋 一夫	0	30,000円

取消 完了

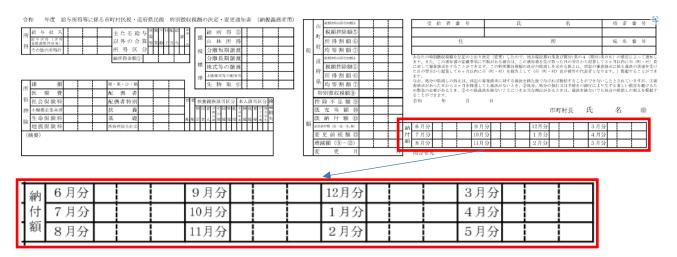
(例) 茅場一郎

本人 (30,000 円) +配偶者 (30,000 円) +扶養者 (30,000 円) =90,000 円

### 2. 月次減税額(住民税)の設定

月次減税額(住民税)の設定をします。

① 2024年5月に各市区町村から送付される特別徴収税額決定通知書を確認します。



6月~翌年5月までに控除する特別徴収税額(納付額)を確認します。

- ② 月次減税額(住民税)を登録します。
  - ・各種設定-従業員メニューをクリックします。



・従業員を選択します。



・>保険・税タブをクリックします。



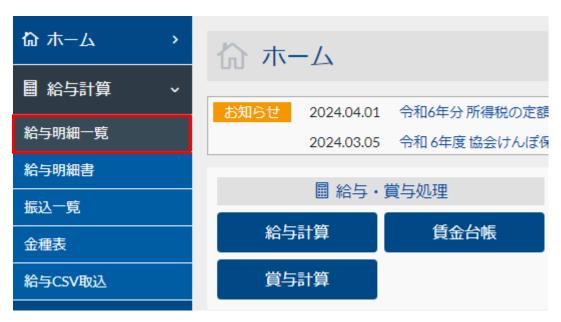
- ・住民税-特別徴収を登録します。
- ※2024年5月に送付された特別徴収税額決定通知書の税額を登録します。
- ・「更新」ボタンをクリックします。



### 3. 月次減税額の給与明細書・賞与明細書への反映

月次減税額を明細書へ反映します。

- ① 明細書を作成します。
  - ・給与計算-給与明細一覧をクリックします。



・従業員を選択します。



・定額減税額が反映されていることの確認をします。



必ず「集計&保存」ボタックをクリックして、明細書を集計及び保存をしてください。

「コラボクラウド給与」 「コラボクラウド給与年末調整」

#### 【月次減税の操作ガイド】

2024 年 5 月 1 日 発行

発行者:湯澤一夫

発行:株式会社コラボ

〒103-0025

東京都中央区日本橋茅場町 2-2-6 紀伊国屋ビル 3F

#### © 2024 collabo,Inc

本書の内容の一部または全部を無断転載することは禁止されています。 ソフトウェアの仕様および本書の内容は、将来予告なしに変更することがあります。